法務総合研究所組織規則の一部を改正する省令

法務総合研究所組織規則（平成十三年法務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（総務企画部の所掌事務） **第四条**　［略］ ［一～十一　略］ 十二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員並びに出入国在留管理庁及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。 ［十三～十五　略］ （首席研修専門官の職務） **第九条**　［略］ 一　［略］ 二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員並びに出入国在留管理庁及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。 （研修第三部の所掌事務） **第十四条**　［略］ 一　法務局及び地方法務局の職員に対する研修を行うこと。 二　［略］ （支所の名称及び位置） **第十九条**　［略］ ［略］ ［項を削る。］ ［略］	（総務企画部の所掌事務） **第四条**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。 ［十三～十五　同上］ （首席研修専門官の職務） **第九条**　［同上］ 一　［同上］ 二　研修第一部、研修第二部及び研修第三部が行う研修と内部部局等が所掌する事務との連絡調整その他の法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対して行う職務上必要な研修の実施上必要な事務に関すること。 （研修第三部の所掌事務） **第十四条**　［同上］ 一　法務局及び地方法務局の職員並びに出入国在留管理庁の職員に対する研修を行うこと。 二　［同上］ （支所の名称及び位置） **第十九条**　［同上］ ［同上］ 法務総合研究所牛久支所　牛久市 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○法務省令第二十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項、第三十二条第三項及び第三十三条第二項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　　法務大臣　上川　陽子

第一条　地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　［略］ ２　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局に監理官一人、審査監理官二人、警備監理官二人、首席審査官十六人及び首席入国警備官十人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官八人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理	（地方出入国在留管理局に置く課等） **第一条**　［同上］ ２　前項に掲げる課及び室のほか、東京出入国在留管理局に審査監理官二人、警備監理官二人、首席審査官十五人及び首席入国警備官九人を、名古屋出入国在留管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官八人及び首席入国警備官五人を、大阪出入国在留管理局に審査監理